

第 25 号議案

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年 4 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
施設の種 類	施設の名 称	施設の位 置	施設の種 類	施設の名 称	施設の位 置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
児童厚生 施設	[略] 神戸市立 旗塚児童 館	[略] 神戸市中 央区旗塚 通 4 丁目 4 番 <u>6</u> 号	児童厚生 施設	[略] 神戸市立 旗塚児童 館	[略] 神戸市中 央区旗塚 通 4 丁目 4 番 <u>20</u> 号
	[略] 神戸市立	[略] 神戸市北		[略] 神戸市立	[略] 神戸市北

	すずらん だい児童 館	区鈴蘭台 西町1丁 目 <u>25番</u> 1 号		すずらん だい児童 館	区鈴蘭台 西町1丁 目 <u>22番</u> 1 号
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、令和9年9月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、児童厚生施設の項の改正規定のうち、神戸市立旗塚児童館にかかる部分については、令和8年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立児童館の移転に当たり、条例を改正する必要があるため。